



# 7月から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が始まります！



令和3年度の国民健康保険税の納付は、翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は翌年3月までの9期払いです。保険税・保険料の納付につきましては、指定金融機関および全国のコンビニエンスストア、またはスマホのキャッシュレス決済アプリで納めることができます。(※)

納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、お早めに納付をお願いします。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談等につきましては、国民健康保険課までお気軽にお問い合わせください。

※コンビニエンスストアまたはスマホのキャッシュレス決済アプリでのお支払いは、バーコード表示のある納付書に限ります。  
スマホ納付の詳細については、市ホームページをご覧ください。

市ホームページはコチラ▶



## 令和3年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納期カレンダー

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限 口座振替日	8/2 (月)	8/31 (火)	9/30 (木)	11/1 (月)	11/30 (火)	12/27 (月)	1/31 (月)	2/28 (月)	3/31 (木)

### 安心便利な口座振替を！！

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け、大変便利です。

また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

### 納付相談はお早めに！

病気や失業などの事情により納期限までに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を納付できない場合は納付相談を受け承りますので、窓口までご来所ください。

- ① 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
- ② 失業等により生活が困難になったとき
- ③ 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
- ④ 災害(火災・風水害)により住宅等に損害を受けたとき

### 新型コロナ関連

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった場合、申請により徴収猶予や減免が受けられる可能性があります。

また被用者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われ、労務に服することができず、給与等が支給されない場合、傷病手当金が支給される可能性があります。

詳しくは、市ホームページまたは国民健康保険課までお問合せください。

### \*\*\* 令和3年度(令和2年收入分)の申告はお済みでしょうか。 \*\*\*

申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

お問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411

保険税係 内線4247・4257

後期高齢者医療係 内線4271・4272